

滝上町とヤマト運輸株式会社との包括連携協定書

滝上町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）とは、地域の一層の活性化及び町民サービスの向上を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第一条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の一層の活性化及び町民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第二条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、双方協議の上、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、自らの事業活動の支障とならない範囲内で、連携して取り組むよう努めるものとする。

- （1）防災対策に関する事項
- （2）安心・安全な地域づくりに関する事項
- （3）観光支援や製品の販路拡大に関する事項
- （4）物流の活性化・効率化に関する事項
- （5）環境維持・保全に関する事項

2 乙は、甲と協議の上、連携事項の一部を乙の関係会社（以下「関係会社」という。）に実施させることができる。

3 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取り組みの内容及び実施方法については、甲乙協議の上、連携事項ごとに、別途、取り決めるものとする。

（経費の負担）

第三条 本協定に基づき、甲の依頼により乙が行った連携事項に係る業務の諸費用（以下「費用」という。）については、原則として甲が負担するものとし、業務を実施した時点において所轄行政庁に届けている運賃・料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第四条 甲は、前条の規定に基づき乙から請求を受けたときは、その費用を乙に対して速やかに支払うものとする。

（確認事項）

第五条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定内容の変更）

第六条 甲及び乙のいずれか一方が本協定の内容の変更を申し出たとき、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を書面により行うものとする。

（協定の有効期間等）

第七条 本協定の有効期間は、本協定を締結した令和3年10月4日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定に関わらず、1か月前の予告期間をもって相手方に対し事前に書面により通知することにより、本協定の全部又は一部を解除することができる。

（守秘義務）

第八条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施に際して、職務上知り得た個人情報等について、この協定書の有効期間中であるか、本協定終了後であるかを問わず、相手方の承諾を得ずに、第三者に開示又は提供してはならない。

（規定外事項）

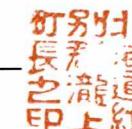
第九条 本協定に定めない事項及び本協定の各条項の解釈に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

以上、本協定の締結を証するために、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

令和3年10月4日

甲：北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番地

滝上町長 長屋 栄一



乙：北海道旭川市永山北1条9丁目20番1号

ヤマト運輸株式会社 リテール事業本部

道北主管支店長 佐藤 賢吾

